

警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律案新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

死体解剖保存法(昭和二十四年法律第二百四号)

改正案	現行法
<p>〔保健所長の許可〕</p> <p>第二条 死体の解剖をしようとする者は、あらかじめ、解剖をしようとする地の保健所長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>一～三 〔略〕</p> <p>四 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百一十号)第二百二十九条同法第二百二十二条第一項において準用する場合を含む。〔第六十八]条第一項又は第二百二十五条第一項の規定により解剖する場合</p> <p>五・六 〔略〕</p> <p>七 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律(平成二十四年法律第 号)第六条第一項(同法第十二条において準用する場合を含む。)(の規定により解剖する場合)</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>〔遺族の承諾〕</p> <p>第七条 死体の解剖をしようとする者は、その遺族の承諾を受けな</p>	<p>〔保健所長の許可〕</p> <p>第二条 死体の解剖をしようとする者は、あらかじめ、解剖をしようとする地の保健所長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>一～三 〔略〕</p> <p>四 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百一十号)第二百二十九条第〔二百二十二条第一項〕において準用する場合を含む。〔第六十八]条第一項又は第二百二十五条第一項の規定により解剖する場合</p> <p>五・六 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>〔遺族の承諾〕</p> <p>第七条 死体の解剖をしようとする者は、その遺族の承諾を受けな</p>

なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には  
おいては、この限りでない。

一 〔略〕

二 二人以上の医師（うち一人は歯科医師であつてもよい。）が診  
療中であつた患者が死亡した場合において、主治の医師を含む二  
人以上の診療中の医師又は歯科医師がその死因を明らかにする  
ため特にその解剖の必要を認め、かつ、その遺族の所在が不明で  
あり、又は遺族が遠隔の地に居住する等の事由により遺族の諾否  
の判明するのを待つていてはその解剖の目的がほとんど達せら  
れないことが明らかなる場合

三 第二条第一項第三号、第四号又は第七号に該当する場合

四・五 〔略〕

なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には  
おいては、この限りでない。

一 〔略〕

二 二人以上の医師（うち一人は歯科医師であつてもよい。）が診  
療中であつた患者が死亡した場合において、主治の医師を含む二  
人以上の診療中の医師又は歯科医師がその死因を明らかにする  
ため特にその解剖の必要を認め、且つ、その遺族の所在が不明で  
あり、又は遺族が遠隔の地に居住する等の事由により遺族の諾否  
の判明するのを待つていてはその解剖の目的がほとんど達せら  
れないことが明らかなる場合

三 第二条第一項第三号又は第四号に該当する場合

四・五 〔略〕